

労働保険適用促進強化期間 11/1~11/30
『労働保険に入っていない会社に、人が集まるでしょうか。』

「労働保険(労災保険・雇用保険)」は、労働者の業務上又は通勤途上での負傷などと失業の場合に保険給付を行うもので、労働者を使用する事業主は法律で加入が義務づけられています。

まだ、加入手続をされていない事業主の方は、労働基準監督署又は公共職業安定所で加入の手続をしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局総務部労働保険徴収室
電話 028-634-9113

労働保険に入っていない 会社に、人が集まるでしょうか。



人手不足が叫ばれる昨今、
社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。
人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。
労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。
正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、トップの義務

労働
保険

労災保険 雇用保険

労働者と同様に現場で働く 中小事業主等の皆様へ

万が一の事故に備え、労災保険の特別加入を
ご検討ください。

労災保険の特別加入制度とは

本来は労災保険の対象とならない中小事業主等※の方などが任意で労災保険に加入できる制度です。加入いただくことにより、万が一業務災害または通勤災害を被った場合には保険給付を受けることができます。

※中小事業主等とは、以下の①、②に当たる場合をいいます。

- ①右表に定める数の労働者を常時使用する事業主
- ②労働者以外で①の事業主の事業に従事する人
(事業主の家族従事者等)

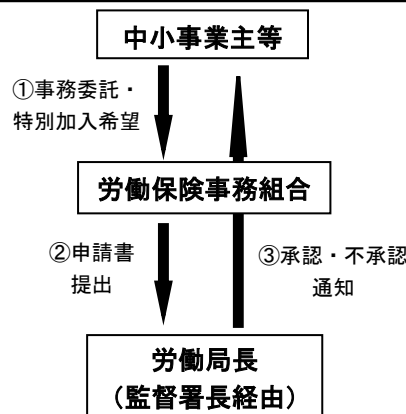
業種	労働者数
金融業、保険業、 不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

加入方法

中小事業主が特別加入するためには、以下の①、②の要件を満たした上で、「様式第34号の7 特別加入申請書(中小事業主等)」を、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、承認を受ける必要があります。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

※ 申請書類は、厚生労働省HP(下記URL等参照)からダウンロード可能です。
※ お近くの労働保険事務組合については、労働基準監督署にお問い合わせください。



保険給付等の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、以下のとおり、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

- ・療養補償給付、(療養給付)
- ・休業補償給付、(休業給付)、【休業特別支給金】
- ・障害補償給付、(障害給付)、【障害特別支給金】
- ・傷病補償年金、(傷病年金)、【傷病特別支給金】
- ・遺族補償給付、(遺族給付)、【遺族特別支給金】
- ・葬祭料、(葬祭給付)
- ・介護補償給付(介護給付)

※ () なしは業務災害、() ありは通勤災害に対して支給される保険給付、【 】 ありは特別支給金の名称です。

その他、加入手続や、労災補償の対象となる範囲等の詳細については、厚生労働省HP (http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/kanyu.html) 内のパンフレット「特別加入制度のしおり(中小事業主等用)」をご覧ください。(検索の場合は「労災保険への特別加入」と検索してください。)

▼QRコード

